

F No. 0 · 8 · 3

令和 3 年 8 月 10 日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市監査委員 高梨邦彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

令和 2 年度相模原市内部統制評価報告書の審査意見について(提出)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 150 条第 5 項の規定により審査に付された令和 2 年度相模原市内部統制評価報告書を審査したので、次のとおり意見を提出する。

以 上

令和2年度相模原市内部統制評価報告書の審査意見書

1 審査の対象

令和2年度相模原市内部統制評価報告書(以下「評価報告書」という。)

2 審査の期間

令和3年6月3日から同年8月3日まで

3 審査の着眼点

- (1) 市長による評価が、評価手続に沿って適切に実施されたか。
- (2) 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

4 審査の実施手続

相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号)に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、次のとおり実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

(1) 形式審査

相模原市内部統制会議等の開催状況及び各モニタリングの結果等の調査を実施することで、評価報告書等がガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」及び相模原市内部統制規程に基づき作成されているか並びに計数が正確であるか等を確認した。

(2) 実質審査

関連文書の閲覧、内部統制推進評価部局等への質問等を行うことで、相模原市内部統制基本方針に基づき、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われる体制が構築されているか等を確認した。

5 審査の結果

審査に付された評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であるものと認められた。

6 備考

評価報告書には評価対象期間において運用上の重大な不備がある旨の記載があり、当該不備を含め再発防止策が講じられたことを確認した。

今後は、これら再発防止策を継続するとともに、内部統制の目的である本市行政の信頼性及び透明性の確保を図るため、内部統制体制の不断の見直しに努められたい。